

平成〇〇年第一〇四号

遺言公正証書

本職は遺言者〇〇〇〇の嘱託により証人△△△△、証人□□□□の立会のうえ、左の遺言の趣旨の口授を筆記しこの証書を作成する。

一、遺言者は、遺言者が所有する一切の財産を東京都世田谷区深沢二丁目〇番〇号 ●●●●に相続させる。

二、この遺言の執行者として東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社を指定する。

東京都世田谷区深沢二丁目〇番〇号

遺言者 〇〇〇〇

昭和五年五月〇日生

右は本職氏名を知らず面識がないので法定の印鑑証明書をもってその人違いでないことを証明させた。

東京都文京区向丘二丁目〇番〇号

証人 △△△△

昭和三十年三月〇日生

東京都足立区千住柳町一丁目〇番〇号

証人 □□□□

昭和四十年八月〇日生

右遺言者および証人に読みきかせたところ各自筆記の正確なことを承認し、左にそれぞれ署名捺印する。

〇〇〇〇 ①

△△△△ ①

□□□□ ①

この証書は民法第九六九条第一号乃至第四号の方式により作成し、同条第五号にもとづき本職左に署名捺印する。

平成〇〇年十月一日

東京都千代田区大手町一丁目〇番〇号

東京法務局所属

公証人 千代田一郎 ①